

(公印省略)
伊監第121号
令和6年2月2日
(2024年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 齊藤 真治

監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第14項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

2 監査の対象部局

都市活力部	まち資源室	文化振興課
	都市整備室	都市計画課、建築指導課
農業委員会事務局	—	—
公平委員会事務局	—	—
固定資産評価審査委員会書記局	—	—
教育委員会事務局 生涯学習部	—	社会教育課(少年愛護センター含む)、スポーツ振興課

3 措置を講じた部局

都市活力部	まち資源室	文化振興課
教育委員会事務局 生涯学習部	—	スポーツ振興課

4 監査の期間

令和5年(2023年)10月24日～令和5年(2023年)12月25日

5 監査結果提出日

令和6年(2024年)1月23日

6 措置の内容

別紙令和6年(2024年)1月30日付け伊活ま文第1219号、令和6年(2024年)1月30日付け伊教委生社第743号の通知文書のとおりです。

(公 印 省 略)
伊活ま文第 1219 号
令和 6 年 1 月 30 日
(2024 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

都市活力部 まち資源室 文化振興課

2 措置を講じた部局

都市活力部 まち資源室 文化振興課

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 5 年(2023 年)10 月 24 日～令和 5 年(2023 年)12 月 25 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

都市活力部 まち資源室 文化振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>I 支出事務について</p> <p>(1) 文化財保護団体への補助金について</p> <p>文化振興課では、文化財の保護活動を実施する5団体に運営補助金を交付しています。</p> <p>補助金の交付に関する規則第11条に市の会計年度終了後30日以内に実績報告書を市長に提出しなければならない旨、第12条に市は会計年度終了後に補助事業者から提出された実績報告書の審査を行わなければならない旨、第14条に補助金額の確定をし、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めなければならない旨が、それぞれ規定されています。</p> <p>令和4年度の上記補助金に係る事務を確認したところ、適切な事務処理がなされていないので早急に改めてください。</p> <p>① 御願塚文化財愛護少年団から実績報告書が提出されておらず、報告書の審査、補助金額の確定がなされていません。</p> <p>② 伊丹市文化財保存協会、御願塚史跡保存会、伊丹市昆陽寺文化財を守る会からの実績報告書が期限内に提出されておらず、報告書の確認、補助金額の確定が未了です。</p> <p>③ 南野文化財愛護少年団から受領した実績報告書は、審査がなされず、補助金額も確定されていません。定期監査期間中に実施した審査により、補助金の返還を求めなければならない事態となっています。</p>	<p>令和4年度の補助金につき未提出となっている実績報告については早急に提出させ、その審査と補助金額の確定を行い、補助金の返還が必要な場合にはその返還手続を遅滞なく行います。令和5年度の補助金については、実績報告書の提出および補助金額の確定手続が適切に行うことができるよう各団体と協議、指導を行います。</p>

(公 印 省 略)
伊教委生社第743号
令和6年1月30日
(2024年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 齊藤 真治 様

伊丹市教育長 木下 誠

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

生涯学習部 社会教育課、スポーツ振興課

2 措置を講じた部局

生涯学習部 スポーツ振興課

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

4 監査の期間

令和5年(2023年)10月24日～令和5年(2023年)12月25日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

生涯学習部 スポーツ振興課

意見	講じた措置
<p>I 組織管理について</p> <p>(1) 職場運営全般について</p> <p>令和4年度及び令和5年度上半期の事務執行状況を監査したところ、10項目の指摘事項があり、うち7項目は、平成31年度の定期監査及び令和3年度フォローアップ監査で指摘、注意した事項の繰り返し、または同様の事項です。(指摘事項に※印を付しています)</p> <p>これら事項の態様は、①前回の指摘後も改善措置が講じられていないもの、②一時改善されたものの定着・継続されず、改善策が水泡に帰したものの、③指摘した事案では改善したものの別の事案で同様の誤りを繰り返しているもの、④指摘内容の本質を検討せずに現象面の対処に終始し、事務増加や誤りを招いているものに類別され、改善の方針や具体的な方法が職場全体で理解、共有されていないのではないかと考えます。また、事務執行に必要な知識やノウハウが職場に蓄積されていない面や職場内、職員間の意思疎通・情報共有が不十分と思われる事象も見受けられます。</p> <p>今般の監査結果に基づき措置等取組を求めらるうえて、上記実態を踏まえ職場運営全般にわたり組織的な対応、改善が不可欠と判断し意見します。</p>	<p>ご意見の内容については、以前のご指摘が活かされず、同様な誤り等が繰り返されたもので、職場運営全般の問題として、重く受け止めております。</p> <p>その原因として、日常の多岐にわたる事務事業において、職員全体に共通する目的意識、コンプライアンス意識の不足に加え、適切な事務執行のためのOJT体制の欠如や、職員間の相互チェックの体制不備、適切なマニュアルの未整理など、多くの組織的課題が内在していると認識しております。</p> <p>今後は、これら実態を踏まえ、職場運営全般にわたり、管理職階層における組織マネジメント力を強化し、配置されている再任用職員の指導的役割を活かし、今回の一連の指摘事項をはじめ、全ての事務事業において適正化を図るとともに、管理職も含めた職員間の意思疎通・情報共有が図りやすい職場風土の醸成に努めるなど、組織的な対応、改善を行ってまいります。</p>

監査結果に対する措置について

生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>I 収入事務について</p> <p>(1) 収入事務受託者の使用料の金融機関への払込みについて ※</p> <p>稲野公園運動施設使用料の金融機関への払込みについては、徴収事務委託仕様書に、徴収した使用料を1週間以内（その日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）に納付書により指定金融機関等に払い込む旨が定められています。</p> <p>令和5年度の収納状況を確認したところ、期日までに払込みが行われていない事例が148件中8件ありました。</p> <p>早急に徴収事務委託仕様書と実務とのかい離を改め、適切な事務を行ってください。</p> <p>(2) 実費弁償金（更衣ロッカー使用弁償金）について</p> <p>稲野公園運動施設の更衣ロッカー代については、一定期間ごとに指定管理者が回収し、実費弁償金（更衣ロッカー使用弁償金）として市へ納付しています。</p> <p>徴収事務委託により行われているとのことですが、委託内容は伊丹市立体育施設条例に基づく使用料と記載されており、更衣ロッカー代は含まれていませんでした。一方、伊丹市立稲野公園運動施設の管理に関する指定管理者仕様書には、指定管理者の行う業務の一つとして実費弁償金の徴収等に関する業務が明記されていました。</p> <p>徴収事務委託については、地方自治法施行令第158条に列挙されていますが、実費弁償金は</p>	<p>ご指摘いただいた収入事務受託者の使用料の金融機関への払込みについては、指定管理者において徴収事務委託仕様書の内容についての認識が不十分でした。今後は徴収事務委託仕様書に沿った、適切な事務を行うよう、指定管理者と協議済みです。市においても、定期的に徴収確認を行ってまいります。</p> <p>ご指摘いただいた実費弁償金（更衣ロッカー使用弁償金）の収納については、令和5年12月分から、出納員による納付処理に改めております。また、当該指定管理者仕様書に明記されていた更衣ロッカー実費弁償金の徴収業務については抹消するよう対応を進めます。</p>

監査結果に対する措置について

生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>規定されていません。</p> <p>更衣ロッカー代の収納について、事務の改善を行ってください。</p> <p>(3) 公園使用料の減免について</p> <p>スポーツ振興課では、伊丹市都市公園条例第6条第1項第1号に基づき、稲野公園内でのイベント実施を許可しています。使用料については、公園使用料等及び駐車料金の減免処理基準第3条第2項の規定により免除となっていました。減免申請書の提出及び減免決裁がありませんでした。</p> <p>伊丹市都市公園条例施行規則第13条第3項には、「使用料等または駐車場の減免を受けようとする者は、伊丹市公園使用料等・駐車料金減免申請書を市長に提出しなければならない。」と規定されています。</p> <p>規則にのっとった適切な事務を行ってください。</p> <p>2 支出事務について</p> <p>(1) 単独随意契約における再委託について ※</p> <p>「スポーツの日のつどい」事業の実施については、単独随意契約により伊丹市スポーツ振興協議会に委託しています。委託業務のうち、放送機器操作、ミニSL機関車運行、駐車場整理、スポーツ教室、開会式アナウンス、ごみコンテナ設置回収の業務は、協議会から民間業者等に対して再委託されています。</p> <p>伊丹市随意契約ガイドラインには、単独随意契約では、一部の業務であっても、業務の再委託は原則禁止であり、市が必要と認めた場合</p>	<p>ご指摘いただいた公園使用料の減免については、事務マニュアルを作成し、今後、規則にのっとった適切な事務を行います。</p> <p>「スポーツの日のつどい」事業の委託先の伊丹市スポーツ振興協議会による再委託業務については、事務局においてチェックシートを作成し、再委託の必要性や必要な手続を確認する体制を作ります。</p>

監査結果に対する措置について

生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>(業者から書面による申し出があり、単独随意契約の趣旨を損なわない範囲であると判断した場合)にのみ再委託を行うことができる旨記載されています。</p> <p>しかし、令和4年度及び令和5年度の同事業において、協議会から市に対する再委託に係る申請、市における再委託の可否に係る決裁及び委託先への承諾手続は行われていませんでした。</p> <p>協議会が再委託を行う場合は、承諾の手続を書面で行うなど適切な事務に改めてください。</p> <p>(2) 実績報告について ※</p> <p>令和4年度の委託事業について確認したところ、実績報告の提出について、各団体からの実績報告の提出がされていないものが7件、実績報告は提出されているが報告期日を過ぎているものが4件ありました。実績報告の提出日付を消せるボールペンで書いているものも1件ありました。</p> <p>今後は、確実に実績報告を提出させ、適切な履行確認を行ってください。</p> <p>(3) 伊丹市民スポーツ祭種目大会他2事業の実施委託及び履行確認について ※</p> <p>スポーツ祭種目大会及びスポーツ奨励事業は伊丹市スポーツ協会に、少年スポーツ大会は伊丹市少年スポーツ指導者連絡協議会にそれぞれ実施を委託しており、各団体の事務局はスポーツ振興課職員が担っています。</p> <p>令和4年度の委託契約書等を確認したところ、委託内容・業務の詳細が記載されていない</p>	<p>ご指摘いただいた実績報告については、複数の職員によるチェック体制を強化し、各団体から確実に実績報告を提出させ、適切な履行確認を行います。</p> <p>ご指摘いただいた大会等の実施について、委託の適否の検討を含め、事業内容を見直し、事務の改善を図ります。</p>

監査結果に対する措置について

生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>ことや一の大会に複数の委託料が充てられていること、各競技団体に支払われる金額の積算根拠が不明であるなど、委託事務としては不適切です。</p> <p>また、事業を実施した各競技団体から実施報告書が事務局に提出され履行を確認する仕組みですが、煩雑で漏れが生じるなど確認が十分ではありません。</p> <p>これら大会の実施につき、委託の適否の検討を含め事務の改善を図ってください。</p> <p>(4) 伊丹市スポーツ協会補助金の実績報告書の審査について ※</p> <p>令和4年度の伊丹市スポーツ協会補助金の実績報告書について確認したところ、実績報告書の審査及び補助金額の確定の決裁が行われていませんでした。補助金等の交付に関する規則第12条には、市は会計年度終了後に補助事業者から提出された実績報告書の審査を行わなければならない旨、第14条には、補助金額の確定をしなければならない旨が規定されています。</p> <p>規則にのっとり、実績報告書の審査及び補助金額の確定を行うように事務を改めてください。</p> <p>3 財産管理について</p> <p>(1) 備品管理について ※</p> <p>備品台帳上、スポーツ振興課が直接管理を行う備品（貸与物品以外）46件について確認したところ、所在の誤っているものが38件ありました。また、29件を抽出して現物の確認を行っ</p>	<p>補助金に関する事務フローについて、再度課全体で情報共有し、今後は、規則及び要綱にのっとり、実績報告書の審査及び補助金額の確定を行うように事務を改めます。</p> <p>ご指摘いただいた備品については、所在の修正や廃棄手続、備品シールの再発行、備品台帳の整理等を順次進めております。今後は、常に備品台帳を</p>

監査結果に対する措置について

生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>の不備がありましたので、適切な事務に改めてください。</p> <p>伊丹スポーツセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の再委託にかかる承認申請決裁遅延（基本協定書第14条第1項） ・年間事業報告書の決裁資料の添付漏れ（基本協定書第29条第1項） <ul style="list-style-type: none"> 添付漏れ資料「管理経費等の収支状況等」 ・備品台帳の未決裁（基本協定書第29条第2項） ・月間事業報告書の提出期日遅延（基本協定書第30条第1項） <p>緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品台帳の未決裁（基本協定書第29条第2項） <p>ローラースケート場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間事業報告書の決裁資料の添付漏れ（基本協定書第28条第1項） <ul style="list-style-type: none"> 添付漏れ資料「本業務の実施状況」「管理施設の利用状況」 ・備品台帳の未決裁（基本協定書第28条第2項） ・連絡会議の開催記録なし（基本協定書第45条） <p>稲野公園運動施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の再委託にかかる承認手続漏れ（基本協定書第14条第1項） ・年間事業報告書の未決裁（基本協定書第28条第1項） 	<p>事務手続については、チェックシートを作成し、課全体で情報共有しながら、基本協定書及び年度協定書にのっとり適切な事務に改めます。</p>

監査結果に対する措置について

生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<ul style="list-style-type: none">・備品台帳の未決裁（基本協定書第 28 条第 2 項）・連絡会議の開催記録なし（基本協定書第 45 条）・修繕料の完了報告書の未提出（年度協定書第 4 条第 2 項）	